

○財務省告示第四十五号

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和二年六月二十九日財務省告示第百五十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国を原産地とする炭酸カリウムについて、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴
  - （一）品名 炭酸カリウム（炭酸二カリウム）
  - （二）銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二八三六・四〇号に分類される。
  - （三）特徴 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。
- 二 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 調査当局が知り得た供給者 UNID Co.,Ltd (以下「UNID」という。)

(二) 供給国 大韓民国 (以下「韓国」という。)

三 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十九年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均 (以下「正常価格」という。) と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均 (以下「輸出価格」という。) との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID から、本邦への輸出の実績がある旨及び調査に協力する旨の回答の提出があった。その他の供給者について

は特定されなかった。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、UNID から提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、UNID から提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。

ニ 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、UNID を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、三十三・二九パーセントであった。その他の者を供給者とするものであって韓国を原産地とするものにあつては、知ることができた事実に基づいて UNID の不当廉売差額率に基づき判断した結果、三十三・二九パーセントであると認められた。

ホ 結論

以上から、韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦において生産された同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、製造原価の増加に見合った価格設定ができず、利潤の大幅な低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

## 五 その他参考となるべき事項

(一) 調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第十条第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの特定期限

イ 証拠の提出についての期限 令和三年三月十一日

ロ 意見の表明についての期限 令和三年三月十一日

(二) 上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第二項の規定による証拠

の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 令和三年三月二十五日

ロ 意見の表明についての期限 令和三年三月二十五日

(三) 証拠の提出又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(四) 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(五) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。